

青森県報

第五百六十四号

令和五年
一月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

公 告

○農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……二

出 先 機 関

○土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域) ……三

○右 同……………(県民局) ……三

告 示

青森県告示第三十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行八戸営業部

八戸市大字八日町

を

株式会社みちのく銀行八戸中央支店
八戸市大字八日町

に

株式会社みちのく銀行根城支店
八戸ニュータウン出張所
八戸市売市三丁目

を

株式会社みちのく銀行根城支店
白山台出張所
八戸市売市三丁目

に

株式会社みちのく銀行十和田支店
十和田市東一番町

を

株式会社みちのく銀行十和田中央支店
十和田市東一番町

に

株式会社みちのく銀行三戸支店
株式会社みちのく銀行南部支店
三戸郡三戸町大字川守田
三戸郡三戸町大字川守田

を

株式会社みちのく銀行三戸南部支店
株式会社みちのく銀行南部中央支店
三戸郡三戸町大字川守田

に

株式会社みちのく銀行五戸支店
三戸郡五戸町字下大町

を

株式会社みちのく銀行五戸中央支店
三戸郡五戸町字下大町

に

株式会社みちのく銀行仙台支店
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目

を

株式会社みちのく銀行仙台一番町支店
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目

に

株式会社みちのく銀行東京支店
 一丁目 東京都中央区日本橋蛸殻町 を
 株式会社みちのく銀行東京中央
 一丁目 東京都中央区日本橋蛸殻町 に改める。

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和五年一月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和五年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
千島 福弥	青森市	青森市大字四戸橋字富田二二〇	
中野 雅仁	つがる市	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下広野六八	
農業組合法人浦島生産組合	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一三 一四の一ほか三筆	
高木 正義	十和田市	十和田市大字切田字北ノ沢四一の六の うちほか四筆	
立崎 信隆	十和田市	十和田市大字洞内字森田一七八の一ほ か一筆	
立崎 信隆	十和田市	十和田市大字洞内字森田一七八の二	
株式会社佐伯ファーム	上北郡東北町	上北郡七戸町字赤川向六八の三ほか八 筆	

株式会社佐伯ファーム	上北郡東北町	上北郡七戸町字川口三九の一ほか二筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大谷地二四の一ほか一筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大谷地六一ほか三筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大加鉢三九ほか五筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大谷地二三の四ほか七筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字桜田一〇九ほか一筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大谷地二四の一〇
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字新館字中田七九ほか一筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大谷地二三の五ほか五筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字新館字中田七六ほか七筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大坊頭九〇
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字菅林一〇五の一ほか二筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字菅林一四三の一ほか二筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字新館字八幡一三八の二ほか三筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字菅林三の一ほか五筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字大谷地一二二
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町大字大浦字菅林二〇の一

小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町 大字大浦字大谷地二九の二ほか八筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町 大字大浦字大谷地三五の一ほか三筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡東北町 大字大浦字大坊頭九五の二ほか一筆

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を令和四年八月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年一月二十三日

中南地域県民局長 澁 谷 俊 樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を令和四年八月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年一月二十三日

中南地域県民局長 澁 谷 俊 樹

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円